

# 南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン等募集要領

(仮称) 南河内いちご生産者協議会  
南河内いちごの楽園プロジェクト推進会議

## 1 趣旨

大阪府の南河内地域は、都心から1時間の距離にありながらも、豊かな自然や歴史資源に恵まれた魅力ある地域です。

とりわけ、河南町・千早赤阪村では、人口減少・高齢化が大きな課題となっており、地域の活性化に向けて、「産業の振興」、「定住人口の拡大」、「交流人口の拡大」、「地域の更なる魅力向上」を図ることが重要となっています。

こうした中、農業分野においては、近年3名の新規就農者が地域でいちごの生産をスタートし、幹線道路沿線で直売をはじめたところ、「新鮮」、「完熟」、「おいしい」と大好評を博しています。

南河内地域は、昭和50年代までは、府内有数のいちご産地でもあったことから、いちごをテーマとした「公」、「民」、「農」連携の地域活性化プロジェクトとして「南河内いちごの楽園プロジェクト」に、大阪府、河南町、千早赤阪村、JA大阪南、そして生産者が協力して取り組むこととしました。

そこで、このたび、同プロジェクトの一環として、河南町・千早赤阪村で、若手農家が生産する厳選されたいちごのブランド化に取り組むこととなりました。

より多くの皆様に、南河内のいちごの素晴らしさを知っていただくため、ネーミング及びロゴデザインを募集します。

作成したネーミング及びロゴデザインは、大阪府のホームページをはじめとした広報媒体や、いちご農家の参加する各種イベントで使用するグッズ等に幅広く活用する予定です。

## 2 募集内容

- (1) いちごのブランドネーミング
- (2) ブランドネーミングに基づくロゴマーク及びロゴタイプのデザイン

※別紙「南河内いちごの楽園プロジェクト」ブランド展開の方向」を参考に、以下の観点を反映させてください。

- ①ブランドの方向性(案)との整合性(ブランドの方向性を反映しているか)
- ②独自性(生産環境や産地のイメージなど、いちごの生産背景を踏まえたものとなっているか)
- ③ブランドいちごの特徴の反映(大粒、真っ赤、完熟等をイメージさせるものになっているか)
- ④主なターゲットへの訴求性(購買目的や販売場所、販売時期等を踏まえたターゲットへの訴求力があるか)
- ⑤限定感・高級感(限定感や高級感など、プレミアム感を醸し出しているか)

## 3 募集者

(仮称) 南河内いちご生産者協議会(河南町・千早赤阪村のいちご生産者を中心に構成。以下、協議

会。)

南河内いちごの楽園プロジェクト推進会議（大阪府・河南町・千早赤阪村・大阪南農業協同組合で構成。以下、推進会議。）

#### 4 応募の手続き

本件の募集に応募を希望する方の受付手続等は、以下のとおりです。必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 募集要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

平成 29 年 12 月 5 日（火）から平成 29 年 12 月 28 日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。）

###### イ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部 南河内農と緑の総合事務所 農の普及課

住 所：大阪府富田林市寿町 2-6-1 大阪府南河内府民センタービル 4 階

電話番号：0721-25-1131（代表）

###### ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府ホームページ  
([http://www.pref.osaka.lg.jp/minamikawachinm/m\\_index/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/minamikawachinm/m_index/index.html))からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

###### エ 受付期間

平成 29 年 12 月 5 日（火）から平成 29 年 12 月 28 日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。）

###### オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は「簡易書留」とすること。）

###### カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

##### (2) 応募書類

###### ア 提出物

- ・別紙「ネーミング及びデザイン提案書」（1 部）
  - ・別紙「添付資料① ブランドネーミング」（1 部）
  - ・別紙「添付資料② ロゴマーク」（1 部）
  - ・別紙「添付資料③ ロゴタイプ」（1 部）
- ※添付資料②と③については、あわせて、電子データを提出すること。

###### イ 参考規格

###### ①ブランドネーミング

いちごの商品名を表すものであること。

###### ②ロゴマーク

ア 45cm×45cm（最大仕様※）

イ 1.5cm×1.5cm（最小仕様）

※最大仕様の方に、濃い色を背景にして使用する場合は紙色指定（白抜き）するエリアを黒の点線で示してください。

※カラー表示とグレースケール表示の両方に配慮した配色をお願いします。

### ③ロゴタイプ

ア 縦組みロゴタイプ 縦 100cm×横 30cm（最大仕様※）

イ 縦組みロゴタイプ 縦 10cm×横 3cm（最小仕様）

または

ウ 横組みロゴタイプ 縦 30cm×横 100cm（最大仕様※）

エ 横組みロゴタイプ 縦 3cm×横 10cm（最小仕様）

※濃い色を背景にして使用する場合は紙色指定（白抜き）するエリアを黒の点線で示してください。

※カラー表示とグレースケール表示の両方に配慮した配色をお願いします。

※ロゴマーク及びロゴタイプは、「いちごの包装用パック」、「いちごの販売用ケース」、「商品ポスター」、「のぼり」、「チラシ」など、ブランドいちごの展開に関するものに使用する可能性があります。

## 5 応募資格

- ・最優秀提案者に決定した場合に、下記「9 最優秀提案者への業務委託」に記載する業務を必ず受託できる者（別紙1「誓約書」への署名が必要です）
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者」でない者

## 6 提出期限

平成29年12月28日（木）午後5時30分まで【必着】

## 7 選考方法

- ・別紙2「南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン等募集にかかる審査要領」に基づき審査します。
- ・「南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン審査会」による審査の結果、最も得点の高い提案を行った応募者を最優秀提案者に選定します。

## 8 最優秀提案者への報酬

最優秀提案者へは賞金200千円（税込）を贈呈します。

## 9 最優秀提案者への業務委託

選考により決定した最優秀提案者に対し、以下のとおり業務委託を行います。なお、最優秀提案者には必ず業務委託を受けていただきます。

- 業務名：南河内いちごの楽園プロジェクトデザインにかかる委託業務
- 業務委託期間：契約締結日から平成 30 年 3 月 23 日（金）まで  
※平成 30 年 1 月下旬頃の契約締結を予定しています。
- 業務内容：先に選定されたネーミング及びデザインに基づく販売用ケース 2 種類及びのぼりのデザイン作成と、ケース及びのぼりのサンプル各 1 種類の提出  
詳細は別紙「南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン作成業務委託仕様書」に定めるとおり。
- 委託金額：300 千円（税込）

## 10 説明会の開催

(1) 開催日時：平成 29 年 12 月 15 日（金） 午後 2 時から午後 4 時まで

(2) 開催場所：（説明会会場）南河内府民センタービル 4 階 入札室

(3) 申込方法

「13 本件に関する問い合わせ先」に記載のメールアドレスにより申し込みを受け付けます。

※口頭、電話、FAX による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

平成 29 年 12 月 14 日（木）午後 5 時まで

## 11 スケジュール

平成 29 年 12 月 5 日（火）	ネーミング・デザインの募集開始
平成 29 年 12 月 15 日（金）	事前説明会の開催
平成 29 年 12 月 28 日（木）	提出期限
平成 30 年 1 月 11 日（木）	審査委員会の開催・最優秀提案者の決定
平成 30 年 1 月 12 日（金）	審査結果の通知
平成 30 年 1 月 14 日（日）	ネーミング・デザインの発表会
平成 30 年 1 月下旬	最優秀提案者との委託契約の締結
平成 30 年 1 月下旬	事業開始（契約締結日から）
平成 30 年 3 月 23 日（金）	事業終了

## 12 作成、提出における注意事項

- (1) 提出された提案用紙及びデータの返却はしません。
- (2) 作成及び提出に必要な経費については、全て作成者負担とします。
- (3) ロゴマークは自作未発表のもので、作成者本人のオリジナルのものとし、（同一作品を他のコンテスト等に応募していない、又は個人的にも使用していないものに限り、）
- (4) 提出された作品の中に、第三者が著作権等の権利を有している著作物を利用していないものとします。提出作品に著作権等に関する問題が発生した場合は、全て作成者の責任となります。

- (5) 採用作品提出者は、協議会及び推進会議が採用作品の商標・意匠の出願・登録することを認めることとします。
- (6) 採用作品提出者は、協議会及び推進会議が作品を使用することを認めることとします。
- (7) 採用作品に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及びこれから発生する一切の権利は協議会及び推進会議に帰属します。また、原案を尊重しながら、補正、修正をお願いする場合があります。
- (8) 採用された作品については、発表時に採用者の氏名と所属団体名を公表します。
- (9) 採用者は自身の履歴書・職務経歴書等において、所属団体（学校）はその広報において「南河内いちごの楽園プロジェクト」のデザイン制作実績の記載等が可能です。
- (10) 採用作品の製作者が未成年の場合は、親権者の同意が必要となります。
- (11) 採用作品以外の作品の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。
- (12) 今回の募集に際して協議会及び推進会議が応募者から取得した個人情報については、(8)により作品発表時に公表するほか、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。
- (13) 作品が提出された時点で、本要領のすべてに同意いただいたものとみなします。

### **13 本件に関する問い合わせ先**

大阪府環境農林水産部 南河内農と緑の総合事務所 農の普及課

担当 根来・池田

〒584-0031

大阪府富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル4階

電話番号：0721-25-1131（代表） FAX 番号：0721-25-0425

メールアドレス： [minamikawachinotomidori-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:minamikawachinotomidori-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp)

整理番号（記入不要）：

## ネーミング及びデザイン提案書

平成 年 月 日

住所	〒 ー		
(ふりがな) 氏名			
性別（○で囲む） 男 ・ 女	年齢 歳		
電話番号	(携帯電話可)		
メールアドレス	@		
職業（学校名）			

### 【確認欄】

作品の作成・提出にあたり、南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン等募集要領の内容を確認し、その内容に同意いたします。

署名： \_\_\_\_\_

(未成年の場合) 保護者署名： \_\_\_\_\_

\*枠内を全てご記入ください。

\*作品（紙面に印刷したものと及び画像データ）を同封してください。

# ①ブランドネーミング

添付資料①

ブランドネーミング	
ネーミングの説明／制作コンセプト	

## ②ロゴマーク

添付資料②

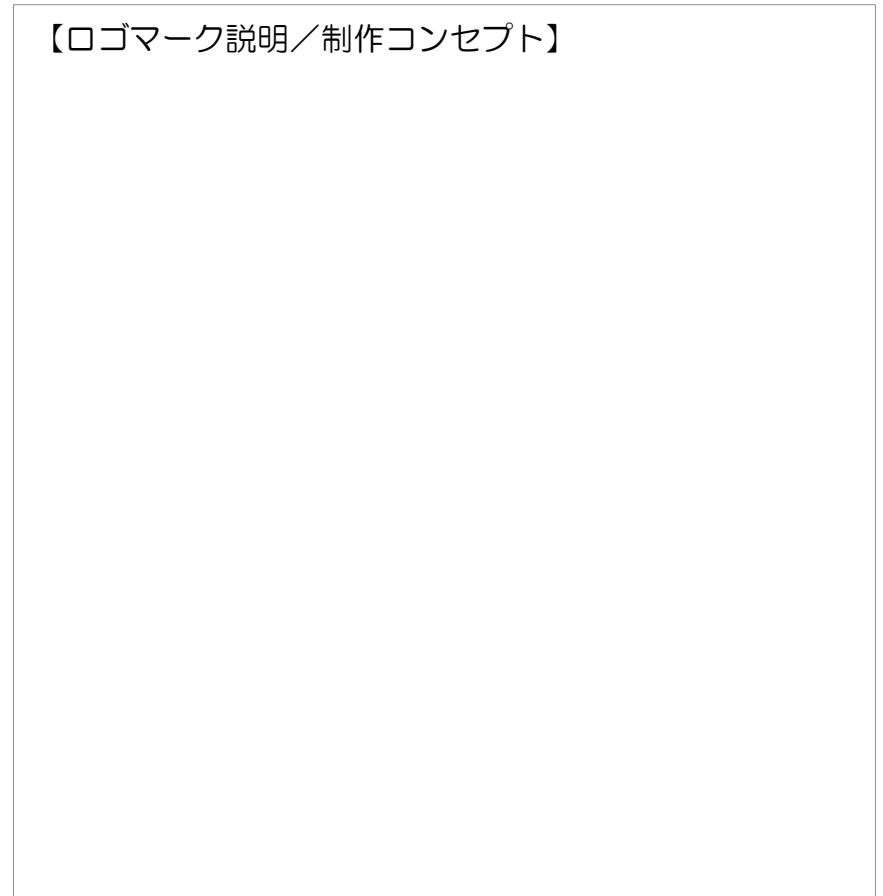
【最大仕様】(45cm×45cm)



【最小仕様】(1.5cm×1.5cm)



【ロゴマーク説明／制作コンセプト】



※【最大仕様】の枠の方に、濃い色を背景にして使用する場合の、紙色指定（白抜き）するエリアを黒の点線で示してください。

※カラー表示とグレースケール表示の両方に配慮した配色をお願いします。

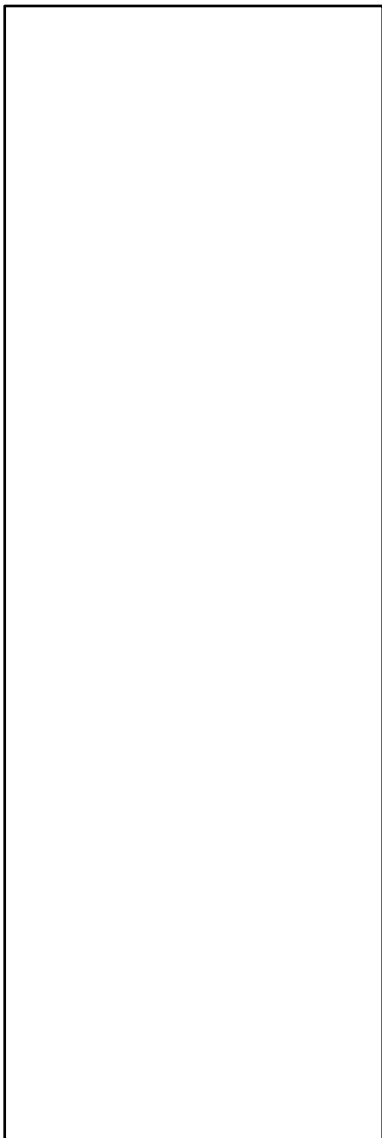


### ③ロゴタイプ

【縦組み】

【最大仕様】縦 100cm×横 30cm

【最小仕様】縦 10cm×横 3cm



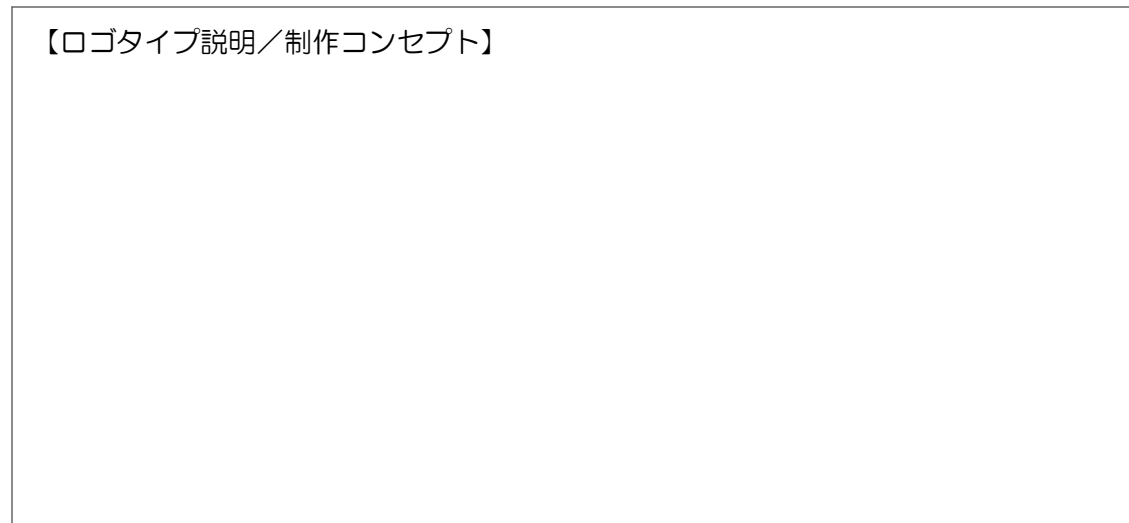
【横組み】

【最大仕様】縦 30cm×横 100cm

【最小仕様】縦 3cm×横 10cm



【ロゴタイプ説明／制作コンセプト】



※ロゴマークとセットで使用することが多い想定です。

※濃い色を背景にして使用する場合の紙色指定(白抜き)するエリアを黒の点線で示してください。

※カラー表示とグレースケール表示の両方に配慮した配色をお願いします。

## 誓 約 書

「南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン等募集要領」に規定する応募資格をすべて満たしていることを申告します。

また、最優秀提案者に決定した場合に、「9 最優秀提案者への業務委託」に記載する業務を必ず受託することを誓います。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い等の措置を受けても、異議を申し立てません。

(仮称) 南河内いちご生産者協議会  
南河内いちごの楽園プロジェクト推進会議 様

平成 年 月 日

受託者 住 所

氏 名

Ⓜ